

宮代町きれいなまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関し必要な事項を定め、町、事業者及び町民等がその責務を明らかにしながら、それぞれが協働して環境美化を推進することにより、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類する物をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等を回収容器その他の定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (7) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(町の責務)

第3条 町は、環境に関する意識啓発を図るとともに、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置(以下「ポイ捨て等」という。)の防止のために必要な施策を実施するものとする。

(町民等の責務)

第4条 町民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより、自らの責任において適正に処分しなければならない。

- 2 町民等は、道路、公園その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)及び公衆の集まる場所において喫煙するときは、吸い殻を吸い殻入れ又は回収容器に収納しなければならない。
- 3 町民等は、ポイ捨て等の防止のために町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、ポイ捨て等の防止に努めなければならない。

- 2 事業者は、ポイ捨て等の防止のために町が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占用し、又は管理するもの(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占用し、又は管理する土地に空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、ポイ捨て等の防止のために町が実施する施策に協力しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第7条 自動販売機により飲食物を販売する者は、飲料の収納に用いられた缶、瓶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(飼い主の責務)

第8条 飼い主は、公共の場所又は他人が所有し、占用し、若しくは管理する土地若しくは建物に飼い犬のふんを放置してはならない。

2 飼い主は、その所有し、占用し、又は管理する場所(不特定多数の者に供する場所を除く。)以外の場所において、飼い犬を運動させ、又は移動させるときは、犬のふんを処理するための用具等を携行し、当該犬のふんを適正に処理しなければならない。

3 飼い主は、飼い犬のふんの放置を防止するために町が実施する施策に協力しなければならない。

(きれいなまちづくり推進地域の指定)

第9条 町長は、ポイ捨て等を防止するため、必要があると認める区域をきれいなまちづくり推進地域(以下「推進地域」という。)として指定することができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 町長は、前2項の規定により推進地域を指定し、変更し、若しくは指定を解除したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(施策の重点実施)

第10条 町長は、推進地域において、ポイ捨て等の防止による環境美化の推進のための施策を重点的に実施するものとする。

(立入調査)

第11条 町長は、町民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、町長が指定する職員(以下「指定職員」という。)にポイ捨て等がされている場所又は自動販売機若しくは回収容器等が設置されている場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導)

第12条 町長は、第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項及び第2項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を指導することができる。

2 町長は、第6条第1項又は第7条の規定に違反した者に対し、必要な指導を行うことができる。

(勧告)

第13条 町長は、前条第1項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、原状回復、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前条第2項の規定による第7条の規定に違反した者に対する指導を受けたものが正当な理由がなく当該指導に従わないときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第14条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(過料)

第15条 前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。